【資料第6号】

特別職等の職務

職	主な職務
区長	【権限】 １ 区の統括代表権 ２ 事務の管理及び執行権 ３ 規則制定権 ４ 職員の任免権、指揮監督権 ５ 事務組織権 ６ 所管行政庁の処分の取消及び停止権 ７ 公共的団体等の監督権 【担任事務】 １ 議案を提出すること。 ２ 予算を調製し、執行すること。 ３ 区民税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すこと。 ４ 決算を議会の認定に付すこと。 ５ 会計を監督すること。 ６ 財産を取得、管理及び処分すること。 ７ 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。 ８ 証書及び公文書類を保管すること。 ９ その他区の事務を執行すること。
副区長	１ 区長を補佐すること。 ２ 区長の命を受け、政策及び企画をつかさどること。 ３ 補助機関である職員の担任する事務を監督すること。 ４ 区長の職務を代理すること。 ５ 区長の権限に属する事務の一部について、区長の委任を受け、その事務を執行すること。
教育長	１ 教育委員会の会議を主宰すること。 ２ 教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること。 ３ 教育委員会事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督すること。 ４ 教育委員会を代表すること。
議員 （議会）	１ 議決権 （1） 条例を設け、又は改廃すること。 （2） 予算を定めること。 （3） 決算を認定すること。 （4） 条例で定める契約を締結すること。 （5） 条例で定める財産の取得又は処分をすること など ２ 選挙権 ３ 検査権・監査請求権 ４ 意見書提出権 ５ 調査権 ６ 請願受理権 ７ 同意権 ８ 諮問答申権

【資料第6号】

特別職と一般職の比較

	特別職	一般職
根拠規定	地方公務員法第3条第3項	地方公務員法第3条第2項
対象の職	1　就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 1の2　地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職 2　法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの 2の2　都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの 3　臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。) 3の2　投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職 4　地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの 5　非常勤の消防団員及び水防団員の職 6　特定地方独立行政法人の役員	特別職に属する職以外の一切の職
成績主義の適用	住民の選挙、議会の同意等必ずしも成績主義のみによることなく任用される。	原則として、受験成績など勤務成績に基づいて任用等の身分取扱いが行われ、成績主義の原則が全面的に適用される。
終身職の性格	一定の任期又は雇用期間を限って任用される。	原則として、終身職である。